



区のお知らせ

足立区
足立区千住一丁目50
番(882)1111
編集・発行/足立区役所
第二庁舎(889)6161

基本構想 答申特集号

私たちのまち—足立区の将来は

足立区基本構想に関する答申から

私たちのまち—足立区の将来は

区は、足立区の将来像とそれを実現する方策を内容とした、まちづくりの憲法といわれる「基本構想」の策定をすすめています。

このため昨年8月、足立区基本構想の策定について、「足立区基本構想審議会(会長安達正興)」に諮問をしております。審議会では、足立区の現状と問題点をあらゆる角度から検討し、さらに世論調査、区民アンケート、広聴会などを実施し、区民の皆様も十分に反映しながら審議をかさねてきました。このたび、「足立区基本構想に関する答申」ができました。ここに、その概要をお知らせします。区では、この答申をもとに今年11月の区議会に「足立区基本構想」を提案する予定です。ここに掲載しました内容に対する、ご意見、ご要望を多数お寄せください。(企画部基本構想・長期計画担当)

まえがき

昭和52年8月2日 第一回足立区基本構想審議会において、区長より地方自治法二条五項の規定にもとづく「足立区基本構想の策定」についての諮問があり、これを受けて当審議会は足立区基本構想答申のための検討に入りました。

審議会は、審議の前提として、足立区の現状と問題点についての的確な把握が必要であるという観点から、四つの専門部会にわかれ、足立区の各領域にわたる状況とその問題点についての検討を行ない、つぎにこれにもとづく足立区の望ましい将来像を設定し、これを実現するためにはどのような施策が必要かなど、具体的施策の大綱を整理するとともにその体系化につとめた。

これらの審議は、その内容が足立区の現在抱えている諸問題、さらにこれから提起されるであろう問題など複雑で多岐にわたり、暗に模索するといった困難な状況の中で行なわれた。

第一回の審議会以来、全体会5回、専門部会17回、専門部会長連絡会2回などの各種審議を経て、ここにその結論がまとまり答申するはこびとなった。

なお、本答申に広く区民の声を反映し、基本構想を真に区民のものとするために実施した世論調査、区民アンケート調査ならびに広

聴会の結果が、答申作成のための貴重な資料になったことをここに付記しておきたい。

答申の構成は7章からなり、第1章は「基本構想の意義と役割」とし、区民と区の合意によって成り立つ、将来のまちづくりの尊重すべき指針としての基本構想のあり方について述べ、第2章は「基本構想策定の前提」として、足立区の沿革と現状ならびに人口、産業等の将来予測について記述した。第3～5章はこの答申の中心の部分にあたり、第3章は「足立区の将来像」で将来目標を6本の柱にわけ、望ましい足立区の将来像を描いた。第4章は「施策の大綱」とし、将来像を達成するための具体的で基本的な施策について、その方向と道すじを示し、第5章は「土地利用構想」で、将来のまちづくりの最も基礎的な要素である土地利用の基本的な方針について、その考え方を明らかにし、区全域でのまちづくりの整合性をはかるようにつとめた。第6章は「行財政の展望」であり、基本構想達成のための条件整備としての行財政体制の確立を中心にまとめ、最終章である第7章は「実施への方策」として、基本構想の実効性確保のための方策を述べた。

区が基本構想を定め、これにもとづく基本計画等の策定を進めるにあたっては、この答申の趣旨を尊重し、その精神を十分に反映するよう望むものである。

昭和53年6月7日

足立区基本構想審議会会長 安達正興

基本構想の 意義と役割

基本構想の理念は「自由と平和を愛し、基本的人権と民主主義を保障した、日本国憲法のもとに、区民ひとりひとりの真の福祉を確

立する」ところにあります。このために、区民が何を望み、何を期待するかを的確に把握し、足立区の社会的、経済的環境および、地理的、歴史的特性などを充分に考慮して長期的な展望に立った望ましい足立区の将来像と、これを達成するための指針として基本構想を策定しなければなりません。

基本構想は区の果すべき役割と区民の果す

答申をうけて

足立区長 長谷川 久勇

まちづくりは、長期的展望に立って、計画的に着実に進めていかなければなりません。そのため区は区民の皆様のご同意のうえになり、つ、区のまちづくりの指針としての基本構想を持たなければなりません。

私は、昨年8月に、足立区の将来のあるべき姿とその方策について、基本構想審議会にその意見を求めておりましたが去る6月7日審議の結果の答申をいただきました。

審議会は答申に至る間、膨大で複雑な内容にもかかわらず、精力的な審議を重ねられました。会長をはじめ各委員のご苦労に對しまして、深く感謝と敬意を表したいと存じます。

答申は足立区の歴史や沿革を充分に考慮され、的確な現状把握のもとに内容が、



安達会長から答申をうける長谷川区長

べき役割を明確にして、区民と区が確認しあった将来のまちづくりの憲法です。

従って基本構想の役割は、つぎの三つに要約できます。

- ① 区の計画的行政運営の指針
- ② 区民、民間等の活動に際しての指針
- ③ 国、都等の諸計画策定、事業執行に際しての尊重すべき指針

すなわち、基本構想は区の各領域における長期的展望に立っての基本的な方向づけを行なうものといたします。

基本構想策定の前提

■ 人 口

足立区人口予測については、過去における人口増加の諸要因と傾向をふまえ、かつ、将来における計画的な市街地の開発、再開発など、快適で安全な区民生活を営みうる適正規模を考慮しながら、区内を13のブロックに分けそれぞれの地域特性を考慮し、将来の住宅等地區面積とその適正な人口密度により推計した。この結果、昭和75年における望ましい足立区人口規模は70万人となった。(左図)

■ 所 得

足立区一人あたりの所得を見ると、昭和51年は524千円で全国平均の486千円を7.8%上回っているが、東京都都区の平均714千円

具体的かつ豊富で示唆に与るものとなっております。今後この答申をもとに基本構想を策定し、区議会にご提案申し上げる所存でございます。

しかし地方自治体を取りまく環境は、日本経済の高度成長から低成長への移行の中で財政的に深刻な状況にあり、この状態は今後も続くものと予想されます。

また足立区には、解決しなければならない問題が山積いたしております。このような状況の中で将来を展望することは困難なことではありますが、今回いただきました答申をもとに私は、将来の足立区のために、足立区基本構想策定に邁進いたします所存でございます。

皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

に比較すると約4分の3となり、特別区の中で最低となっている。また一世帯あたりの所得は1,612千円で特別区平均の1,836千円を下回るが、23区中の19位となっている。これらの理由としては、主に、公営住宅を中心とした住宅建設の促進と、これによる世帯形成期の若年層の流入等、相対的な低所得者層の増加があげられる。

しかし、足立区一人あたりの所得のこの数年の伸び率は、特別区の平均伸び率を上回っており、また、昭和45年を100とすると昭和51年に足立区は241.5となり、特別区の231.1をかなり上回っており、このことからその格差は将来漸次縮小する傾向にあるといえよう。

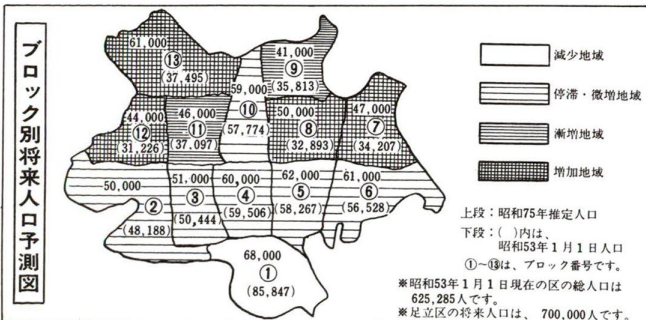
将来における区民一人あたり所得の目標を23区平均、他の区を例にとれば、品川、大田、練馬といったところにおく必要がある。

■ 産 業

産業別年間就業者数の推計

区 分	50		75	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比
農 業	1,948	0.8	1,000	0.4
工 業	82,463	35.4	75,000	27.6
商 業	55,535	23.9	77,000	28.3
サービス業	32,751	14.1	44,000	16.2
そ の 他	60,134	25.8	75,000	27.5
計	232,831	100	272,000	100

(注) 1. 昭和50年は国勢調査による。
2. 商業とは卸売業・小売業・飲食店をさす。
3. その他とは金融保険業・運輸通信業・電気ガス水道供給業・建設業・教育・公務員等をさす。



首都の生活をささえる 自立するまち

足立区は、首都東京の中で、古くは農業、とくに鮮度を好む野菜・花などの一大供給地であり、また、養豚なども盛んに行なわれた。工業面では、水運を利用した製鉄・木工などが発達していたが、現在では合板工場、合板が原材料とする家具製造や皮革工場などに特色がみられる。区内には経済活動上や職住近接によって成りたつ中小零細企業や職業上都市内を離れることのできない層を大量にかかえている。また、比較的收入の少ない層や世帯形成期の若い層の居住地としての面を色濃くもっている。公団・公社・都営住宅の総数は、4万4千戸をかぞえ、その中で3万戸は都営住宅である。

都営住宅が、都民の住宅難解消に多大の寄与をしてきたことは、いぬめない事実であるが、その多くが低所得者や生活保護の対象者であることも事実で、一部では住宅そのものが福祉施設化しているものもみられる。こうした一面のほか、卸売市場・流通業務団地・地下鉄車庫・汚水処理場・清掃工場・給水場・変電所など首都の日常生活を支える施設も多い。しかし、これら諸機能が区の財政力を弱め、また、地域環境を悪化させ、定住化のブレーキ「住みづづけたくない足立区」となっている。これらの原因に、自治権の極端な制約によって、自治の機能が有効に働き得なかったことは、否定できないところであろう。

首都東京の中で、足立区が果たしてきた個性的な役割は、良かれ悪かれ今後ともはたして行かなければならないが、その面でのデメリットはメリットに転換させて行かなければ、真に住民の生活を守り、豊かで安全な生活環境をつくりだして行くことは不可能である。

足立区が、真に自立して行くには、制度的にも、また住民の各般の生活行動においても、自立できるものにならなくてはならない。そのために、区民と行政のエネルギーを結集して、「区の自治権の拡充」、「区民自治の原則」、「広域的行政の展開」、「魅力ある中心市街地の形成と地元産業の育成」、「地場産業の育成と都市型工業への転換」、「農業振興と農地の環境保全機能としての活用」といった施策を強力に推進する。

1. 区の自治権の拡充

- 都区機能分担の明確化と基礎的自治体優先の事務配分
- 周辺区格差是正のための都区財政制度改善
- 国・都との税源の再配分
- 超過負担の解消等国・都の補助制度改善
- 地方債制度の改善と活用
- 地方交付税制度の改善
- 新財源の確保
- 受益者負担の適正化
- 自主的な人事運営制度の確立

2. 区民自治の原則

- 区民参加の機会と情報の提供
- 区民相互及び区民と職員との交流の促進
- 区民組織の育成と援助
- 地域社会（コミュニティ）形成の推進
- 区民自治意識の高揚
- 区民憲章の制定
- 区民参加に対応する行政組織の整備
- 広報広聴活動の充実

3. 広域的行政の展開

- 隣接自治体との連絡・提携体制の整備
- 課題・事業に対応した関係自治体・公的機関等との協調体制の整備
- 「友好都市」、「姉妹都市」等都市提携の推進
- 民間の知識や資本の活用

4. 魅力ある中心市街地の形成と地元産業の育成

- 駅前再開発等による商店街の整備
- 地域商店街の魅力づくりと環境整備
- 商店（個店）の協業化、組織化と流通機構の改善
- 指導・融資制度の充実と従業員の定着対策
- 区内消費の推進
- 体質改善等のための情報提供（商業センターの建設）
- 大型店と地元商店との調和

5. 地場産業の育成と都市型工業への転換

- 工場の集団化、組織化（高度化）
- 地場産業の育成と企業体質の改善
- 工業の地域的純化の促進
- 都市環境と調和できる企業の育成と誘致
- 指導・相談・融資制度の充実と従業員の定着対策
- 工業製品の開発援助と産業振興のための中心施設の建設
- 企業責任による産業廃棄物の完全処理と公害の防除

6. 農業振興と農地の環境保全機能としての活用

- 都市農業確立のための経営相談、技術指導
- 農業施設、土壌改良等への援助
- 交換分合等による農地の確保、保全
- 区民農園、苗木の栽培委託等による休耕地の活用
- 後継者養成と園芸センターの設置
- 区登録農地制度の導入等農地保護施策の推進

緑と水の豊かな うるおいのあるまち

昭和30年代後半からの急激な都市化の波と高度経済成長による環境破壊は、足立区の風景を、まったく変えてしまった。釣やボート遊びでにぎわった荒川、桜の名所であった中川堤も今日その面影をとどめず、四ツ手網や小ブナ釣など、身近な遊びを提供してくれた多くの農業用水路も市街化の中で生活排水のためのものとなってしまった。

現在、足立区の自然環境は瀕死の状態にある。そこで残された自然環境はより良い方向に保全し、失われた緑と水面の回復に、区と区民が一体となってとりくまなければならない。

そのために、「失われた水面の回復と魅力ある公園の整備」、「荒川河川敷の総合的利用」、「毛長川・綾瀬川・圀川・花畑川等の環境保全とレクリエーション地としての利用」、「街に四季の花と緑の確保一体系的な緑地空間の形成」、「未利用地の利用や防火・防災空間としての墓地公園構想」などの施策を、積極的にすすめ、豊かな人間生活に不可欠な構成要素である緑と水の豊かな環境をつくって行く。

1. 失われた水面の回復と魅力ある公園の整備

- 河川・水路の保存と総合的利用計画の樹立
- 水辺公園、釣堀公園、野鳥誘致園の整備
- 雑木林公園、森林公園、ふるさと公園の整備
- ピクニック広場、サイクリング広場、小動物公園の整備
- 舎人公園の早期実現と国・都立の公園、緑地の誘致

2. 荒川河川敷の総合的利用

- 荒川河川敷の総合的利用
- 花火大会の復活
- 草花、芝、かん木の植栽
- 水質の浄化と水辺の利用

3. 毛長川・綾瀬川・圀川・花畑川等の環境保全とレクリエーション地としての利用

- 都・県境問題の合理的解決の促進
- 隣接自治体との環境保全協定の締結（総合的利用調整）
- 堤の整備、休憩施設等の設置

- 川面に見える堤防護岸づくりと堤の緑化
- 区民ハイキングコース等の指定と整備

4. 街に四季の花と緑の確保一体系的な緑地空間の形成一

- 一坪草花公園、フラワーポットの設置と花いっぱい運動の奨励
- 庭先、ベランダ等の家庭緑化の推進
- 花卉品評会、植木市等の開催と緑化思想の普及啓もう
- 緑の生産奨励と区立苗圃（グリーンバンク）の設置
- 空地、未利用地、休耕地の区民農園等への利用
- 並木道、緑陰道路の建設と街路樹、植込の整備
- 公園、史跡・文化財巡回緑道の整備
- 樹木・樹林の保護と保存地区の指定
- 地域緑化モデル地区の指定

5. 未利用地の利用や防火・防災空間としての墓地公園構想

- 墓園の造成
- 墓地公園と近接した区民市場の建設



元測江公園 (保木間二丁目)

石塚公園 (栗原二丁目)

〈人口50万人以上の都市〉 —昭和50年国勢調査による—

1. 大 阪	2,778,987人	12. 堺	750,688人
2. 横 浜	2,621,771	13. 大 田	691,337
3. 名 古 屋	2,079,740	14. 千 葉	659,356
4. 京 都	1,461,059	15. 仙 台	615,473
5. 神 戸	1,360,605	16. 足 立	609,025
6. 札 幌	1,240,613	17. 杉 並	560,716
7. 北 九 州	1,058,058	18. 練 馬	559,665
8. 川 崎	1,014,951	19. 尼 崎	545,783
9. 福 岡	1,002,201	20. 東 大 阪	524,750
10. 広 島	852,611	21. 岡 山	513,471
11. 世 田 谷	805,787	(23区計)	8,646,520

「供給者から消費者・こどもからおとしより」
こうした多層な区民が連帯できる
心のふれあいの豊かなまち

区内に居住する人々の層は、農業従事者からサービス業・公務にいたるまで実に多様で、区内工業も軽工業から重化学工業・鉄鋼業から精密機械工業まで8千5百の工場に、8万2千人のひとが働いている。卸売業・小売業・飲食店の従業者も多く5万5千人にのぼっている。

また、昭和30年代後半からの人口増加が、公営住宅を中心に世帯形成期の比較的若い世代を吸収した結果、人口構成も30歳代が一番多く、11万人を超え、二番目が0歳～9歳の10万8千人と、いわゆるヒョウタン型で、共働きの世帯も多く、保育園・学童保育室・児童館、義務教

将来像と施策の大綱



育施設などの急激な需要を生んできた。一方、高齢人口は60歳以上では5万4千人、全体の8.8%と東京都総体での10.1%に比べ低いが、50歳代を加えると10万4千人で全体の17%にのぼっている。

都市における生産者・供給者は、同時に消費者でもある。供給者と消費者の信頼が保たれ、生活しやすく、社会的に弱い立場にある老人や心身障害者への援護や保障をはかり、次代を担う子どもや、婦人の活動が保障される、ふれあいの豊かな地域社会をつくらなければならない。

そのために、「定住化をはかる住宅対策」、「地域社会の連帯とコミュニティ形成」、「生活物資、エネルギーの安定供給と消費者の保護」、「児童福祉と青少年の健全育成」、「婦人の活動の保障」、「心身障害者の生活の保障と社会参加」、「高齢化社会への対応と老人福祉」、「低所得者対策と保険・年金」、「就労対策と勤労者福祉」といった施策を強力にすすめて行く。

1. 定住化をはかる住宅対策

- 再開発を兼ねた住宅供給と混在地区の整備
- 住環境モデル事業等による過密住宅地区の解消
- 老朽公営住宅の建替促進と質の向上
- 集合住宅のタウンハウス型（低層接地型）への転換
- 一人一室の確保と老人ペア住宅の推進
- 住宅相談、融資制度の充実と不燃住宅の奨励
- ミニ開発、中高層住宅への規制・指導の強化
- 区営住宅建設を含めた区の総合的な住宅対策の確立

2. 地域社会の連帯と

コミュニティ形成

- 住区設定とモデル地区指定
- 住区施設づくりにおける住民参加の推進
- コミュニティ広場の確保
- コミュニティ活動の促進をはかるための学校施設の開放と整備
- 基礎住区（基礎集落圏）における集集施設の確保
- 地域の自治・自主活動への援助
- コミュニティ活動等に対応する行政組織の整備

3. 生活物資、エネルギーの

安定供給と消費者の保護

- 消費者相談、消費者教育の充実と情報の提供
- 消費者グループ等の消費者組織の育成
- 商品の監視、検査機能の充実
- 計量適正化、価格表示の徹底
- 生鮮食料品の安定供給事業の拡大
- 自区内生産者との直接販売、青空市の開催
- 共同仕入、一括販売の促進や小口配送システム

テムの改善

- 電気・ガス・生活用水の安定供給

4. 児童福祉と

青少年の健全育成

- 保育園の整備
- 保育園公私格差の解消
- 保育内容の充実
- 障害児・ゼロ歳児保育の充実と、特例保育の充実
- 事業所内保育の奨励
- 家庭福祉員制度（保育ママ）の普及
- 幼児の一時預かり（緊急一時保護）の拡充
- 乳・幼児検診の充実と児童、青少年の相談機能の整備
- 児童委員制度の検討
- 家庭教育の奨励
- 養育家庭制度、里親制度の充実
- 学童保育事業の充実
- 児童館、児童遊園等遊び環境の整備
- 不良環境の排除と業者等への自主規制の呼びかけ
- 青少年健全育成のための市民運動の展開
- 青少年対策地区組織等の整備
- 青少年指導者等の養成
- 青少年団体の育成と活動援助
- 青少年施設の整備

5. 婦人の活動の保障

- 母性の尊重と婦人の健康管理の充実
- 働く環境の改善
- 生活の安定確保
- 教育訓練の充実
- 社会参加の促進と環境づくり
- 婦人センター（会館）の建設
- 法制上の婦人の地位の向上
- 婦人行動計画の策定

6. 心身障害者の生活の

保障と社会参加

- 生活の安定確保
- 就労奨励と働く環境の改善
- 社会活動のための都市施設等の整備と社会参加の促進

- 相談・指導等の充実
- 教育・訓練施設の整備充実
- 予防、早期発見、治療、介護の充実

7. 高齢化社会への

対応と老人福祉

- 保険・年金制度の充実
- 福祉的援助の充実
- 健康管理体制の整備（健康診査・医療等の充実）
- 就労機会の確保と働く環境の整備
- 相談機能の充実
- 社会参加の促進
- 家庭や地域社会における老人の役割の理解と認識
- 老人クラブの育成等地域福祉の充実
- ひとり暮らし老人に対する地域福祉の充実
- おたきり老人に対する施策の充実
- 老人居室の確保と住まいの環境整備
- 老人福祉施設の整備

8. 低所得者対策と

保険・年金

- 保険・年金制度の充実
- 生活保護基準の改善
- 福祉事務所を中心とした相談・援護の充実
- 就労の促進と職業訓練の充実
- 生計への援助
- 公営住宅の質の向上

9. 就労対策と勤労者福祉

- 小零細企業の経営安定化促進
- 従業員の福利厚生への援助
- 労働災害の防止と環境整備
- 雇用機会の拡大
- 職業訓練と相談機能の充実
- 労働団体の健全な育成
- 勤労者福祉施設の整備
- 中小企業対策の諸制度等の普及と啓もう

**健康と安全が保障され、
安心して住めるまち**

地方自治法第二条は、自治体の事務のはじめに「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」を、あげている。

現在の区内の環境は、区民の安全や健康、福祉を保持するには、心もとない状況にあるといわざるを得ない。急激かつ無秩序な開発は、公害や交通災害をひきおこし、毎日の生活の中で火災や浸水、震災や犯罪の不安をいだいている区民は多い。

また、保健施設や医療施設の不足は、幼児や病弱者・老人をもつものにとって、いい知れぬ不安であり、早急な整備がまたれている。さらに大震災に対する抜本的な対策は区民にとって、最も大きな緊急の願いである。

このような諸々の不安を解消し、子どもや老人や心身にハンデキャップのある人などが安心して生活をおくれる公害のない地域環境をつくり出して行かなければならない。

そのためには、「健康の保持と保健・医療施設の整備」、「区民の生活を守る公害対策」、「高速道路の環境対策」、「歩行者の安全対策と交通安全思想の普及」、「まちの美化、資源愛護と下水道事業の促進」、「防犯と風紀の保たれるまち」、「地域の実状にあった防災対策」などの施策を強力に推進する。

1. 健康の保持と

保健・医療施設の整備

- 保健所・保健相談所等の保健サービス施設の整備
- 地域における医療施設の整備
- 休日・夜間診療体制の確保
- 救急・災害医療体制の整備
- 保健衛生思想の普及と住民検診の充実
- 保健・医療相談の充実
- 伝染病予防、環境保健等における検査・指導体制の整備
- 医療保険制度の充実と公費負担の拡充
- 医師・看護婦等医療技術者の確保
- 国・公立病院等の誘致
- 医療情報センターの設置
- 保健保養施設の整備
- 健康スポーツの奨励と施設の整備
- 総合的な居住環境の改善

2. 区民の生活を守る

公害対策

- 調査、測定、監視体制の整備
- 公害発生源に対する規制・指導の強化
- 公害防除設備の設置促進と援助
- 工場等の立地指導と公害防止協定の締結
- 区民の公害自主規制の勧奨
- 公害検診、医療費公費負担等被害者対策の充実
- 公害相談の充実と情報の提供
- 水質汚濁や大気汚染等における隣接自治体等との協調
- 環境影響事前評価（環境アセスメント）の制度化

3. 高速道路の環境対策

- 環境影響事前評価（環境アセスメント）の実施
- 緩衝緑地帯の拡大
- 排気ガス・騒音対策と景観の保全

- 新交通システム等への利用検討
- 高架下の自転車道等への利用

4. 歩行者の安全対策と

交通安全思想の普及

- 日常生活圏における歩行者空間の確保
- 細街路、私道、通学路の遊歩道化と道路上部空間の歩道化
- 歩道橋の構造改善と整備
- ガードレール、信号機等の交通安全設備の整備
- 交通規制の徹底と交通指導の強化
- 自動車乗り入れ自主規制運動の展開
- 交通安全思想の普及と交通安全運動の展開
- 交通事故相談、救済制度の充実
- 救急・救助体制の整備
- 自転車安全利用の確保

5. まちの美化、資源愛護と

下水道事業の促進

- ゴミ収集サービスの向上と収集業務の区への移管
- ゴミステーション（ゴミ容器置場）の確保と整備
- 産業廃棄物処理の規制と指導
- ゴミ減量運動と再利用——資源愛護運動の推進——
- 地域美化運動の推進

- 不燃ゴミ等の生産者回収義務の制度化
- 景観の保持と広告物等の規制強化
- 下水道の早期実現
- 下水道普及の徹底と設備助成

6. 防犯と風紀の保たれるまち

- 防犯施設の整備
- 地域防犯活動の推進
- 防犯思想の普及と地域連帯意識の高揚
- 不良環境の監視、取締りの徹底
- 風紀を保つための地域運動の展開

7. 地域の実状にあった 防災対策

- 高潮護岸と排水施設の整備
- 浸水対策としての下水道整備
- 避難広場の確保
- 避難路、一時避難場所の整備
- 建築物の不燃化と防火帯の整備
- 防災施設の整備
- 防災教育の徹底と地域防災組織の育成
- 災害時体制の確立とその周知徹底
- 消防力の増強と救急体制の確保
- 地域企業者、隣接自治体等との防災協定の締結
- プロパガス対策と都市ガス化促進
- 被害と対策の調査研究
- 災害時における職員確保対策
- 小災害対策の充実

- 鉄道高架下の開放と有効利用
- 総合的な交通対策のための体制整備

2. バス路線網の整備と 運行サービスの向上

- バス路線網整備のための道路事業の促進
- バス専用レーンの設置
- バスターミナル、バスベイ等関連する施設の整備
- 運行回数、サービスエリアの拡大
- バス系統、バス停等の案内施設の整備
- 障害者等に対する交通機関の確保
- ミニバス・デマンドバスの導入検討

3. 新交通システムの導入

- 公共交通機関の連合化によるゾーン運賃制、共通バスの採用検討
- 地域の状況に適合する中・小量輸送機関（モノレール・PRT・CVS・デュアルモードバス等）の導入研究
- マイカー規制と相乗り制（バンパーリング等）などの研究

4. 道路網と

道路関連施設の整備

- 居住環境地区（通過交通排除地区）の設定と道路の段階構成
- 計画道路の建設促進と環境影響事前評価の徹底
- 主要都・区道（計画道路以外）の拉幅整備
- 橋梁の整備（架橋促進と橋梁拉幅）
- 国・都・区道及び区有道路、私道の機能の明確化と路線の再編成
- 日常生活圏における歩行者空間の確保
- 細街路、私道、通学路の遊歩道化
- 歩行者専用道による遊歩道のネットワーク化
- 道路景観の整備と共同溝化の促進
- 日照・通風・防火帯等のオープンスペースとしての道路の見直しと緩衝地帯の整備
- 自転車専用道、自転車パークの整備と自転車パークの有料化の検討
- 一定駅圏内での自転車利用規制
- 駐車場の設置、経営

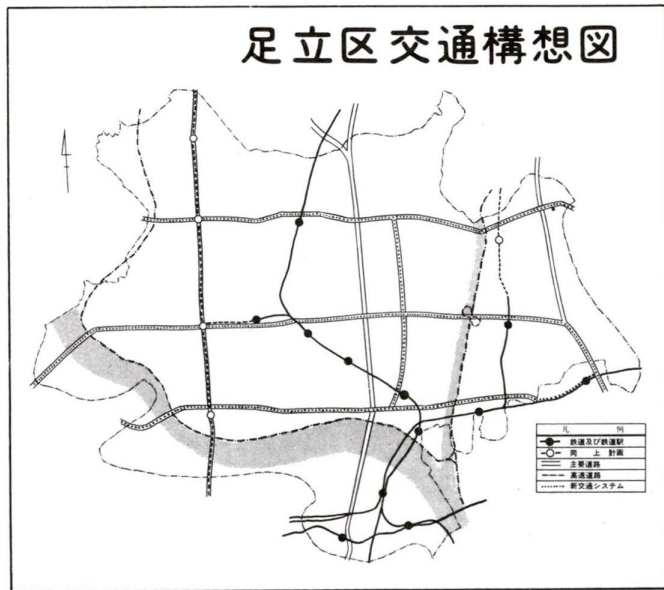


のびやかな田園風景の広がっていた区の北部や西部地区も都市化の波に洗われ、現在は集合住宅の建ちならぶ大ベットタウンと化し、人口62万の大きな部分となっている。しかし、交通機関は貧弱で区を南北に東武伊勢崎線（営団日比谷線乗入）が通っている他は、北千住から東に葛飾区境を国鉄常磐線（営団千代田線乗入）がつかす、北千住地区内を隅田川に沿って京成電鉄が横切るといふ片寄った姿で、駅圏外の交通貧困地区を多くかかえている。

また、こうした状態を本来補完すべきバス路線網も、道路の未整備、混雑、渋滞によって効果的に機能せず、区民の多くは時間どおりに運行されないバスを辛抱強く待つか、自転車にたよるなどといった状況にある。

区の東西を結ぶ交通機関もきわめて貧困で、環状7号線に1時間に3本程度のバスが運行されている他はみるべきものもなく、区内の交流に大きな障害となっている。

こうした状態を打破し、利便性の確保をはかるためには、新線の導入を含めた「鉄道網の整備とサービスの向上」、「バス路線網の整備と運行サービスの向上」、「新交通システムの導入」、「道路網と道路関連施設の整備」などの実現のために、区と区民が総力を結集して行く必要がある。



1. 鉄道網の整備と サービスの向上

- 区西部地域への鉄道誘致（地下鉄7号線分岐線等の計画化、東武大師線の延伸等）
- 地下鉄9号線（千代田線）車庫線の延伸
- 地下鉄8号線の早期完成

- 東武伊勢崎線、地下鉄日比谷線・千代田線の輸送力の増強
- 東武線下り特急電車の北千住停車促進
- 常磐線中・長距離電車の北千住停車促進
- 区内主要駅の駅前広場の整備
- 駅の設備改善と障害者対策
- 北千住駅の混雑緩和対策と地下道の有効利用



足立区での人類の歴史は古く、縄文時代すでにその足跡がしるされていて、毛長川沿い、とくに伊興地区には、多くの遺跡がある。足立の名は「続日本紀」にみられ、大化の改新に命名されたものと思われる。

歴史や風土によって培われてきた伝統芸能、習俗や文化財は、区民の郷土意識を高めるためにも、継承発展させる必要がある。一方、区民の情操教育や社会教育における学習や創作活動の奨励、区民の日常生活における文化活動の交流や芸術鑑賞・発表・活動などの機会や場の提供等、文化の香りの高いまちづくりをすすめる。また、明日の時代をになって行く子どもや青年の教育環境や教育内容の充実をはかる。さらに、自由時間の増大に対応する体育・レクリエーション施設の整備などに力を入れることが必要である。

そのためには、「就学前教育の保障」、「義務教育環境の整備と教育内容の充実」、「障害児・病虚弱児などへの教育の充実」、「高等学校の確保と大学などの高等教育機関の誘致」、「文化財、伝統芸能の継承・発展」、「文化施設の整備と文化活動の振興奨励」、「余暇の増大に対応した社会教育・体育の振興」などの施策を強力にすすめる。

1. 就学前教育の保障

- 幼稚園の整備と適正配置の推進
- 公・私立幼稚園の格差是正
- 就園奨励補助の充実
- 幼稚園・保育園の一元化の検討
- 家庭教育の奨励と指導・相談の充実
- 就学前教育と保育年限の検討

2. 義務教育環境の整備と 教育内容の充実

- 小中学校の適正配置と学区再編成の促進
- 小中学校施設・環境の整備
- 教科・教材等教育設備等の充実
- 教科外活動の推進
- 就学援助の充実
- 保健・給食の充実
- 校外教育の充実
- 教育相談の充実
- 学校施設の多目的利用の促進
- 地域と学校の結びつきについての検討
- 教師の処遇改善と研修・学習機会の充実
- 教育委員の公選制の推進と区教育委員会権限の強化

3. 障害児・病虚弱児などへの 教育の充実

- 心身障害幼児の教育推進と早期発見のための検査・指導の充実
- 心身障害学級の増設、整備と適正配置
- 障害児就学のための学校施設の改善
- 専門教育機関・施設の誘致
- 教育内容の充実と治療・訓練体制の整備
- 義務教育終了者の教育機会の確保
- 障害児の就業機会の拡大のための職業訓練の促進

- 病虚弱児対策と養護学園の整備

4. 高等学校の確保と大学などの 高等教育機関の誘致

- 都立高等学校の誘致と適正配置の促進
- 大学・短大等の誘致
- 足立区の特性を考慮した新しい高等教育機関の誘致
- 進学援助の充実

5. 文化財、伝統芸能の 継承発展

- 文化財保護思想の普及
- 文化財の調査と区文化財の指定
- 文化財の保護、保全への援助
- 伝統芸能の継承発展
- 郷土資料館（博物館）建設

6. 文化施設の整備と 文化活動の振興、奨励

- 文化施設（図書館・公会堂・音楽堂・美術館等）の整備
- 市民文化活動の助長とリーダーの養成
- 文化祭・区展・各種講座の開催
- 文化振興のための情報・資料の提供

7. 余暇の増大に対応した 社会教育・体育の振興

- 社会教育・体育施設の整備
- 余暇の増大に対応した学校施設の開放と整備
- 企業内施設の開放促進
- 社会教育・体育活動の推進
- 学習機会と情報の提供
- 暇行行政計画の確立と余暇情報の提供
- 身近なレジャー施設の確保
- 保養施設の整備充実

土地利用構想

1. 土地利用の基本方針

(1) 都市環境の整備、保存、開発について

ア 開発が進行中の地域について
区内の北東部、北西部あるいは扇・江北地区等は、未利用地・農地の多い地区が存在し、今後ますます開発が進行することが考えられる。これらの地域の中には、防災上の避難場所として、指定されているものも多く、その機能を保持することが大きな課題である。また、土地区画整理事業の行なわれていない地域もあり、早急に土地区画整理事業を推進する必要がある。それには、農地の集約保存の「特別土地区画整理事業」、「住宅街区整備事業」など、地域の状況に応じた諸制度を活用し、良好な都市環境をつくりだして行く必要がある。

イ 既に市街地について

千住、小台、宮城、新田地区および、環状七号線以南の中央部(本木・興野・関原・梅田・梅島・足立地区等)などは、密集した市街地ではしかも建物用途が混在している。これらの地域では、建物用途の純化、道路・公園等の都市施設の整備を強力にすすめ、建物の不燃化の促進と合わせて、防災的な街づくりをすすめる必要がある。そのため、面的不燃化・公共空間の確保を図る「市街地再開発事業」、道路整備の「居住環境整備事業」、過密住宅地の解消のための「過密住宅地区更新事業」、不良住宅の解消を図る「住宅地区改良事業」、修復型の環境整備の可能な「住環境整備モデル事業」や、周辺地区も含めた公共施設整備を行なう「公営住宅建替事業」などの有効適切な活用が必要である。

ウ 防災的な土地利用について

足立区は、種々の面からきわめて防災上弱い状況にある。こうした観点から、施策の大綱の中で「地域の実状にあった防災対策」の必要性を述べたが、それを土地利用構想に具体的に反映して行く必要がある。

そこで、基本的には、各ブロック(区内13ブロック)内で、そのブロック内の人口の緊急避難を完了しうるスペースの確保を図り、防災上の地域における完結性の確保を図る必要がある。それには、避難道路やブロックを囲む計画道路等の早急な整備と拡幅が必要であり、また、公園・緑地や公共施設と不燃建築物群の有効な組み合わせにより防災拠点をづくり出して行く必要がある。

防災拠点づくりや、焼け止まり線確保のためには、防災に強い街づくりを目的としている「総合技術開発プロジェクト」(建設省)、「遮断帯事業」(消防庁)等の有効な活用や防火地域の拡大を推進する必要がある。

(2) 交通体系と土地利用

の整合性について

足立区は、区の西部および北東部に鉄道駅圏外の地域を大きくかかえており、利便性を高めるために、大・中量の交通機関の誘致は急務となっている。こうしたことから、西部地域では、都市計画道路放射11号線への地下鉄7号線分岐線の敷設、北東部地域では、地下鉄9号線の車庫引込線営業化および北上延伸、また、鉄道の補完や東西交通の上から、環状七号線、都市計画道路補助91号・136号・261号・256号などへの新交通システムの誘致が必要であるが、いづれも道路整備、幅員の拡大が必要である。

今後の交通体系と土地利用は、鉄道駅周辺には商業地・業務地として中高層化をはかり、外周部は低密度の住宅地として、良好な市街地の形成をはかって行く。

(3) 住宅地について

区民が安心して生活のできる、やすらぎと潤のある住宅地を形成して行くために、開発の進行中の地域では、土地区画整理事業を積極的にすすめ、都市基盤の整備された低層の

住宅街を形成すべく、地域特性に応じ規制・誘導を行なう。

既に市街地では、土地利用変更に合せた用途指定をきまこまかに行ない、用途の純化をはかりつつ、生活環境の整備された防災に強い不燃住宅街をつくり出して行く。公営等の集合住宅については、公営住宅の建替、新設団地、民間マンションの進出など今後も増加して行くと考えられるが、関連公共施設整備との整合や、地域の環境整備に貢献するように土地利用を考慮する必要がある。特に既成市街地では、防災避難広場や火災延焼の遮断帯としての役割も十分に考慮する必要がある。さらに、周辺の住宅地との融和や高層住宅の上層階での犯罪の問題などから、規模、形態についても配慮する必要がある。中高層の集合住宅と同時に、独立住宅となじみやすい、低層接地型の集合住宅の導入をはかって行く必要がある。

(4) 商業地・業務地について

消費者の区内滞留をはかるため、北千住地区は商業地として、その役割を強化する必要がある。また、東京北部の交通上の要衝である点も考慮して、業務地化の促進もすすめて行く。竹の塚、西新井地区は、区中央部の商業核として発展するよう、商業上の環境整備をはかる。鉄道整備にもともなう新たな駅周辺には、地域の利便性を確保するための商業核の形成をはかる。

区民の日常生活を支える近隣商店街については、各地域の利便性の確保をはかるとともに、地域社会の形成要素として促え、商業上の環境整備をはかる。

中心的な商業地・業務地、鉄道駅周辺の商業地、地域の近隣商店街をそれぞれの役割に応じて配置し、就業機会の拡大、商業振興、区民の利便性の確保をはかって行く。

(5) 工業地について

足立区の工業は大きく変化しつつある。河川沿いの比較的大きな工場がめだつ一方で内陸部への靴、鞆、サンダル製造、衣服、プラスチック製品製造等の小規模工場の進出がきわだっている。こうした状況を好ましいまちづくりの観点から制御して行く必要がある。それには、河川沿岸等の工業地域(移転跡地)へ都市環境と調和できる企業の誘致や、中小企業の集団化を促進させる必要がある。

また、住工混在地域での環境整備を行なうため、街区規模程度でのきまこまな土地利用指導を行なう。

(6) 流通用地について

足立区における最近の卸売業種の増加は著

しく、また、入谷・舎人地区に北部流通業務団地が建設されたことにより、一層の増加が予測される。卸売業等の流通部門業種は、流通業務団地の周辺、高速度道路のランプ付近、主要幹線沿いに今後の進出が考えられる。

そこでこれについて適切な誘導をはかり、区内での就業機会の拡大にむすびつけて行く必要がある。

(7) 農用地について

現状の農地は、宅地などに分断されて点在している。このような状況での農業基盤の維持は、困難なものがある。しかし、量的にも少なくなっている農地は区全域が市街地化してきている状況の中で、きわめて貴重な存在である。都市環境としては、農地本来のもつ生産の役割と同時に、花畑・佐野・舎人地区等防災空間としての意義、あるいは緑地・空地としての役割も高く、積極的な保存・保護策が必要である。

そのためには、農地の交換、分合等による集約化など農業生産基盤の整備、農業用水の確保や農地の保存・保護のための補助・援助制度の確立が必要である。これについては、その性質上早急な対応がもためられている。

(8) 拠点再開発について

駅前地区及び防災上の拠点として、北千住、五反野、竹の塚西口、西新井、綾瀬の各駅前地区と千住橋戸地区、国道4号線沿いの千住地区が拠点再開発の対象地区として考えられる。

駅前地区に関しては、駅前広場の整備、歩行者優先の買物空間の整備、物資の搬入路の確保、街路樹等による緑化、噴水、池などの水と親しめる施設の導入、自転車置場、駐車場の整備等が共通した整備課題であるが、各地区の特性を考慮する必要がある。

北千住地区—東西自由通路の整備、レジャー施設、公共施設、専門店化、業務機能の導入等、多様で魅力ある中心商店街の形成をはかる。

五反野地区—駅跡内に立地する高等学校等のための通学路対策などの道路整備、駅前広場や商店街の整備をはかる。また、学校、中高層建築物などの効果的な配置をすすめ、防災拠点ををはかる。

竹の塚地区—北西部の市街化に備えた駅前広場の整備、東西連絡路の整備(商業施設、公共施設、住宅による整備をはかる。

西新井地区—区の中央部であり、環状七号線に至近のところに立地し、東武大師前などを考慮すると、区の将来の交通上の要衝と考えられる。そこでバスターミナル、あるいは新交通システムの起点、レジャー施設、商業施設による整備をはかる。

綾瀬地区—土地区画整理が終っており、地区修復型の再開発、商店街、住宅のスポット整備をはかる。

千住橋戸地区—公園、広場、中高層住宅による防災拠点をとりて整備を行なう。

国道4号線沿いの千住地区—幅員の国道と合わせて、不燃化・耐震化をはかり、北千住地区、千住橋戸地区とともに再開整備をはかる。

(9) 地区構成および公共施設の配置について
公共施設の配置や生活環境の整備、コミュニティ活動の展開を目的として、従来、小学校区程度のひろがり地域社会の一応の単位として考えてきた。しかし、地域での区民の具体的な活動やつながりは、もう少し小さな単位(町会、自治会等)で一旦吸収あるいは調整され、その上でコミュニティやさらに広い地域社会へと拡大されていっている。こうした実態を踏まえて、地区の構成は、「基礎住区」(住区(小学校区))、「ブロック」の3段階構成とする。

2. ブロック別の将来目標

(主要施策と整備の方向)

土地利用構想策定上の地域区分の単位としては、「土地利用の基本方針(9)地区構成および公共施設の配置について」で用いているブロック(区内13のブロックに分けた広域地域)によることとした。

【第1ブロック】

このブロックは、専用商業施設、事務所が最も多く、交通の要衝である。主要施策としては、千住橋戸防災再開発や牛田・関原駅周辺の工業・業務地化の推進、北千住駅周辺ならびに国道4号線沿いの再開発、千住大川町・千住柳町などの木造密集住宅地の改良などがあり、これらを合わせて副都心機能の強化を図る。なお、商業・業務地化にもともなって生ずる空洞化(夜間人口の減少)を防ぐため、中高層住宅の建設をすすめ、6万8千人程度の人口を維持して行く。

【第2ブロック】

このブロックは、専用工場・専用作業所が最も集中しており、住居併用工場も多い。道路率もきわめて低いが、これは工場や汚水処理場等に多くのスペースを占められていることにも起因している。また、このブロックは、荒川・隅田川に分断されている地域で、公共施設の整備には配慮が必要である。そこで、小台・宮城・新田・江北・堀之内を主軸に工業地区とし、都営住宅など中層住宅と公園・緑地などの配置の整合性をはかって、地域内に防災拠点をづくり出して行く。こうした上で、5万人程度のブロック内人口を想定する。

【第3ブロック】

このブロックは、専用独立住宅や集合住宅に混って専用工場や住居併用工場も多く存在し、他方、道路率はきわめて低く、公園なども極端に少ない状況にある。そこで、道路・公園などの整備を最重点に、都営住宅・公社住宅など不燃住宅群と、良好に保たれている農地の整合性をはかって防災空間を確保して、5万1千人程度のブロック内人口を想定する。

【第4ブロック】

このブロックは、専用独立住宅・住居併用店舗・専用商業施設・事務所・住居併用工場・倉庫などが最も混在・過密化しており、公園・運動場も少ない。主要施策としては、西新井駅を中心とした商業・業務・交通拠点地区としての再開発がある。また、住工混在地域に対する街区土地利用指導、建物の不燃化、公園・運動場の整備を行なう、住宅・商業・工業の並立地区とし、6万人程度のブロック内人口を想定する。

【第5ブロック】

このブロックは、専用独立住宅や集合住宅が多い反面、公園・運動場や道路が少ない。主要施策としては、不燃建築物と公園・運動場などの整合性をはかり中央本町・青井地区を中心に防災拠点をすすめる。また、五反野駅周辺の再開発、足立一・二・三・四丁目の過密住宅地区の改良と公共空地の確保、西

—公共施設の配置パターン—

公共施設は、日常生活の利便、学童の通学や遊びの安全性、施設の性格や規模等を考慮して、区民が地域の中で行きどいたサービスを受けられるように、配置される必要がある。公共施設の配置パターンを示すと、下表のとおりである。

区分	全区対象	ブロック(広域地域)	小学校区(住区)	基礎住区
教育・文化	教育センター 教育相談所 中央図書館 社会教育センター 青年館 文化会館(区民ホール)	高等学校・中学校 地域図書館(地域図書館分館) 地域社会教育館	小学校 学校施設の開放 住区集会施設	幼稚園 集会所 ↳ 民有(町会・自治会等)
	婦人センター 美術館、博物館 総合スポーツ施設 (総合体育館、総合運動場)	地域スポーツ施設 (地域体育館、運動場・プール等)	学校体育館・プールの開放	
社会福祉	心身障害者福祉センター 老人福祉センター		児童館 学童保育室・図書室・学習室 老人館	保育園
	森林公園等	地域公園・近隣公園	児童公園、児童遊園 校庭開放	子どもの広場 緑のコーナー
その他(行政機関等)	産業会館 消費者センター 結婚式場 商場 園芸センター		警察官派出所 出張所	ゴミステーション (ゴミ容器置場) 小消防施設
	福祉事務所 保健所・保健相談所 土木工事事務所 備蓄倉庫(水防倉庫)		公園管理事務所	

綾瀬・弘道地区の街区整理などをすすめ、住宅・文教地区とし、6万2千人程度のブロック内人口を想定する。

【第6ブロック】

このブロックは、資材置場・廃品置場・駐車場・飯場などの屋外利用・仮設建物や独立住宅・民間集合住宅、住居併用店舗などが多く、これらに混って小未建築宅地も多い。主要施策としては、綾瀬駅前地区の商業拠点化、北綾瀬駅(仮称)開設に伴う周辺整備、東綾瀬公園・中川広場を中心とした防災避難広場の整備や堤防の緑化・遊歩道化などをすすめ、住宅・商業地区として、6万1千人程度のブロック内人口を想定する。

【第7ブロック】

このブロックは、農地・未利用地がかなり残っており、また、地下鉄千代田線の車庫や花畑川で地域が分断されている。主要施策としては、公園・運動場など集合住宅との整合性を活かしての防災拠点化、中川・行川沿いの環境保全、地域商業拠点の形成などがある。そこで、未利用地を活用して、公園・運動場などの公共施設の整備を行ない。住宅・農業保全地区とし、4万7千人程度のブロック内人口を想定する。

【第8ブロック】

このブロックは、未利用地や屋外利用・仮設建物、倉庫用地が多く、公共建築物用地が最も少ない地区である。主要施策としては、公園・運動場などと集合住宅との整合性を活かしての防災拠点化、住工混合地区での街区内土地利用指導、スポーツ・文教施設(高等教育機関の誘致)の整備、地域商業拠点の形成などをすすめ、住宅・スポーツ・文教地区として、5万人程度のブロック内人口を想定する。

【第9ブロック】

このブロックは、農地・未利用地が比較的残されている。また、都営・公団の集合住宅も多い。主要施策としては、土地区画整理組合からの未引継公園用地が多いことから、特色ある公園づくり、防災避難広場の確保、堤防護岸の整備や遊歩道化、地域商業拠点の形成などをすすめ、良好な住宅地区形成と農地保存により、4万1千人程度のブロック内人口を想定する。

【第10ブロック】

このブロックは、専用独立住宅・集合住宅を合わせて、住居施設の最も多い地区である。主要施策としては、島根・六月・西保木間地区の街区整備を積極的に行ない、緑地の保全をすすめて、良好な住宅地区として5万9千人程度のブロック内人口を想定する。

【第11ブロック】

このブロックは、専用商業施設が多い一方

足立区基本構想審議会審議経過等

Table with columns: 年月日, 審議委員会, 活動内容等. It lists the schedule and content of the Basic Plan Review Committee meetings from April to June 1978.

で屋外利用・仮設建物も多い地区である。主要施策としては、耕地整理地内の宅地化に伴う問題から土地区画整理事業の促進、公団住宅と公園等との整合による防災拠点化、竹の塚西口再開発、大師前駅周辺の再開発をすすめて、全体としては中低層の良好な住宅形成をはかり、4万6千人程度のブロック内人口を想定する。

【第12ブロック】

このブロックは、農地・未利用地が比較的大きい単位で残っており、交通施設整備との関係から、地区整備の潜在力は極めて高いものがある。主要施策としては、高等教育機関の誘致をすすめる上からも、公共用地の先行取得を積極的に行ない、良好な住宅・文教地区として、4万4千人程度のブロック内人口を想定する。

【第13ブロック】

このブロックは、農地・未利用地が最も多く、倉庫などが多い。主要施策としては、舎人公団の整備、農地・緑地・歴史的地区の保全・保護、流通センター・市場に付随する企業の秩序ある配置、舎人地区での商業拠点の形成、土地区画整理事業の推進を促して、流通業務、住宅、農業集約地区とし、6万1千人程度のブロック内人口を想定する。

行財政の展望

1. 行政の民主化と近代化

- 変動する行政需要に対応する組織の整備
総合的計画的な行政運営体制の確立
事務事業の簡素化・合理化による事務処理体制の整備
行政機構内部の民主化(分権化の促進等)
人事委員会の独自設置等自主的人事運営体制の確立
職員的能力開発と研修制度の充実
住民自治の原則に立った住民参加の推進
広報広聴活動の充実
行政サービス向上のための第二庁舎の建設
窓口事務の改善と窓口サービスの向上
区施設の名称の整理と行政機関所管区域の調整

2. 財政権の確立と財政運営の合理化

- 中期財政計画の確立
事業の選別による財源の重点的配分
経費の節減と効率的な執行の確保

構想への区民参加
基本構想の策定にあたって、広く区民の皆様意向や意見をこの構想に反映させるため、「世論調査」「区民の声をきく会」「区民アンケート」を実施しました。
◇世論調査…昭和52年8月1日現在、足立区内に居住する世帯の2.5%にあたる5,046世帯を対象に実施しました。昨年9月から9月20日までに調査を実施し、回収数は3,735でした。
◇区民の声を聞く会…基本構想審議会での中間まとめをもとに、足立区の将来像と将来像実現のための課題、方

- 周辺区格差是正のための都区財政制度の改善
国・都との税源の再配分
超過負担の解消等国・都の補助制度改善
地方債制度の改善と活用
地方交付税制度の改善
新財源の確保
受益者負担の適正化

3. 国・都などへの要望

- 都区機能分担の明確化と基礎的自治体優先の事務配分
都市計画及び関連する事務の区への権限委譲
土地対策の推進
税財政制度の改善
国・都などの施設の積極的な誘致
国・都などの直轄事業の促進

4. 目標水準の決定

- 区民要望の把握と現状水準の確認
合理的な指標の設定
目標水準の数量化

実施への方策

基本構想策定の意義は、区がその構想にもとづいて計画的に行政を運営し、また、区民と区が望ましい将来像達成のため、それぞれの役割を充分理解し、これにそって日常の社会的経済的活動を行なっていくところにある。そのためには、区は基本構想策定後も基本構想にもとづいて計画的に行政運営を行って、区民の不断の努力を続けるとともに、区民が基本構想を充分理解し、その実現のために協力するように常に区民に働きかける必要が

策について意見を聞きました。昭和53年3月14日から3月22日にかけて地域別11回、部門別4回実施し、延213名の方が出席し、活発な意見が展開されました。
◇区民アンケート…区のお知らせ基本構想(中間まとめ)特集号に区民アンケートはがきを折り込み実施しました。昭和53年3月10日から3月31日に2,155人の方から回答が寄せられました。
これらの構想への区民参加の記録や、基本構想(答申)について、くわしくは、企画部基本構想、長期計画担当(区役所5階)へ。
近くの図書館には、これらの資料を備えていますのでごらんください。

ある。基本構想は長期的展望に立つての望ましい将来像とその施策の基本方針を示すにとどまり、個別施策の具体的内容や個別施策それぞれの、目標年次などを財源との関連で組み立てたものではない。したがって現実の区の行政運営の指針として充分機能するには限界があり、これを補完し、基本構想の実効性を確保するためには、基本構想を具体化した下位計画を策定することが、区の計画的行政運営のために不可欠となる。

この下位計画は、その期間と精度などにより2段階構成によることが妥当である。そのひとつは10年程度の期間をもつ「基本計画」であり、もうひとつはこの基本計画により具体的な事業実施(予算)に結びつける3年程度の「実施計画」である。この実施計画は、現在毎年策定されているもの内容を検討し、より充実したものとして毎年度ローリング方式によって修正し、策定する必要がある。

基本構想が、長期的展望に立った区の憲法であるという性格から、その期間がおよそ20年程度、あるいはそれ以上が望ましいということをお案すれば、基本構想実現への方策としてこれらの具体性をもった諸計画が必要である。

また、基本構想が区の施策を定めるとともに、まちづくりにあたっての区民の役割を定めるという立場からは、施策の進捗状況を毎年把握し、議会や区民にその概要を広く知らせることが望ましい。区民はこれらの施策の進捗状況についての意見や要望を述べる機会が確保されることが必要であり、これらの意見や要望が基本計画や実施計画の策定に反映されることが、基本構想実現の方策として必要となる。

さらに、区民の役割の明確化をはかるうえで、本答申でも提案している「区民憲章」を区民みずからの手により制定することが是非とも必要である。

足立区基本構想審議会委員名簿(五十音順・敬称略)

Table with columns: 氏名, 備考, 氏名, 備考. Lists the names and roles of the members of the Basic Plan Review Committee.